支出元府省		補助金交付先名			定額(円) 支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支 出負担行為ないし意思決定 の日	公益法。	 人の場合	点検結果	
	事業名		法人番号	交付決定額(円)					国認定、都道府	(見直す場合はその内容)	継続支出の
内閣府	地方創生支援事業費補 助金(地方創生カレッジ 事業)	公益財団法人日本生産 性本部	4011005003009	297,978,000	一般会計	地方創生支援事業費補 助金	平成30年4月2日	公財	県認定の区分 国認定	提案の公募を行い、採択に当たっては、第三者委員が過半を占める選定委員会による厳正な審査を 行っており、特定の相手方を採択するものではな	有無有無有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(4 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	1,015,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年5月30日	公財	国認定	い。 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る	
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災4月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	1,266,100,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年5月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度企業主導型 ベビーシッター利用者支援事業費補助金	公益社団法人全国保育サービス協会	7011105005331	322,410,000	年金特別会計	仕事・子育で両立支援 事業費補助金	平成30年6月26日	公社		本事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、仕事と子育での両立に資する子ども・子育で支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、必要不可欠である。本事業の交付先を選定する際には、公募を行い、外部有識者を適半数以上とした評価検討委員会において、変付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度において、交付先が行った業務が適切かつ効果しても補助を継続できるものとする公募要項規定によいて評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について評価を行い、翌年度の国庫補助の継続を決定していて意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり妥当である。	- 有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(5 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	624,062,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年7月13日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
内閣府	平成30年度被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災5月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	1,279,000,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年7月13日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(6 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	620,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年8月16日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に者しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金東 日本大震災6月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	1,528,500,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年8月16日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度企業主導型 保育事業費補助金	公益財団法人児童育成 協会	4011005000220	169,732,596,000	年金特別会計	仕事・子育で両立支援 事業費補助金	平成30年9月7日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所待機児童の解消を図り、提供制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導、回転のであり、不可欠である。本が、でままで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	有有

							補助金交付決定等に係る支	公益法人の場合		点検結果	
支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	出負担行為ないし意思決定			(見直す場合はその内容)	
1							の日	公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(7 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	556,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年9月25日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災7月分) 当初分	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	673,900,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年9月25日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災7月分) 繰越分	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	159,700,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年9月25日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災8月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	578,900,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年10月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に者しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目のもして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(8 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	242,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年10月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目のとして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(8 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	19,937,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年10月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(8 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	352,250,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年10月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目のとして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災9月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	192,000,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年11月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(9 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	52,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年11月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(9 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	1,187,750,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年11月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災10月 分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	515,700,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年12月18日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目のとして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 0月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	32,437,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年12月18日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目のとして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 0月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	308,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成30年12月18日	公財	国認定	破災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 0月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	1,576,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成30年12月18日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ z	
					ļ.	1	ļ	ļ		(చం	

									上於往田	
<b>事業</b> 名	補助会亦付失名	注】来早	赤仕海史類(中)	支出元会計区分	支出元(日)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ない。			原快桁米 (見直す場合はその内容)	
争未石	<b>補助並又刊</b> 元石	<b></b>	文刊 决定银(円)	又山兀云町区方	文出九(日)名称	田貝担行為ないし思心決定の日				継続支出の
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災11月 分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	943,100,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年1月21日	公財	県認定の区分	 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有無
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	48,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年1月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に者しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的もして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	454,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年1月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に者しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目のもして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	911,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年1月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
平成30年度被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災12月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	1,057,700,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年2月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目のきして支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 2月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	110,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年2月6日	公財	国認定	破災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 2月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	570,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年2月6日	公財	国認定	破災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 2月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	985,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年2月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
地方創生支援事業費補 助金(地方創生カレッジ 事業)補正分	公益財団法人日本生産 性本部	4011005003009	99,000,000	一般会計	地方創生支援事業費補 助金	平成31年2月26日	公財	国認定	提案の公募を行い、採択に当たっては、第三者委員が過半を占める選定委員会による厳正な審査を 行っており、特定の相手方を採択するものではな い。	有
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	721,200,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	408,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年3月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	381,437,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年3月6日	公財	国認定	る。 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	79,750,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年3月6日	公財	国認定	公。 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(2 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	392,125,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年3月19日	公財	国認定	る。 被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
	活再建本 (東 (東 )	平成30年度被災者生活再建支援金補助金(1) 公益財団法人都道府県センター (東日本大震災11月分) 平成30年度被災者生活月分) 平成30年度被災者生活再建支援金補助金(1) センター 平成30年度被災者生活再建支援金補助金(1) 公益分 財団法人都道府県センター 平成30年度被災者生活再介 公益分 財団法人都道府県センター 中成30年度被災者生活再分 公益 財団法人都道府県で活再建支援金補助金(1) 公益本財団法人都道府県で活再建支援金補助金(1) 公立 本計財団法人都道府県でおり、本社・公本・公本・公本・公本・公本・公本・公本・公本・公本・公本・公本・公本・公本・	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1 な益財団法人都道府県 2010005003854 センター 2010005003854	平成30年度被災者生 (実日本大震災11月 分)	平成30年度報災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度報災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度報災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度報災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度報災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度報災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度報災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1月分) 中成30年度被災者生 活再建支援金補助金(1日分) 中域30年度被災者生 活再建支援金補助金(1日分) 中域30年度被災者生 市再建支援金補助金(1日分) 中域30年度被災者生 市再建立分) 中域30年度被災者生 市再建支援金補助金(1日分) 中域30年度被災者生 市再建立分 中域30年度被災者生 市再建立分 中域30年度被災者生 市再建立分 中域30年度被災者生 市再建立分 中域30年度被災者生 市再建立分 中域30年度被災者生 市基金(日本分) 中域30年度被災者 中域30年度被災者 中域30年度被災者 中域30年度被災者 中域30年度被災者 中域30年度 中	平成20年度後災者生 清月展支援金倉制助金 (第日本大震災1月 力) 一般会計 也之一 一般会計 也之別 一般会計 也 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 也之別 一般会計 一般会計 他 一般会計 他 一般会計 他 一般会計 他 一般会計 被災者生活再建支援金 相助会	# 享名 補助金文付表名 造人番号 交付決定部(円) 支出元金針函分 支出元(目)名称 出角担行本に、無限決定 の日	## 第名	平文名   初助念女性失名   法人寿号   女付次定條(印)   女出元金打区分   女出元金打区分   女出元金打区分   女出元金打区分   女出元金打区   女出元金打公   女出元金打公   女出元金打公   女出元金打公   女出元金打公   女出元金工   女	「本語の

											18760
支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定	公益法人		点検結果 (見直す場合はその内容)	
X III / III / III	7.1	福め並入りたら	AAA	Z II / Z IB (I I)	ZHNZHEN	X III / II / II / II / II / II / II / I	の日	公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(2 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	100,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(2 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	353,625,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(2 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	35,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月19日	公財		被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金 (東日本大震災2月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	774,300,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
内閣府	平成30年度被災者生活再建支援金補助金 (東日本大震災3月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	553,100,000	東日本大震災 復興特別会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月28日	公財		被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(3 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	249,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月28日	公財		被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(3 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	230,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月28日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(3 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	78,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金 補助金	平成31年3月28日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	有
内閣府	平成30年度被災者生 活再建支援金補助金(3 月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	44,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成31年3月28日	公財		被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された 被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基 盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を 目的として支給する支援金であり必要不可欠であ る。	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。